
令和 3 年 第 5 回 臨時会

上富良野町議会会議録

令和 3 年 1 1 月 2 9 日

上富良野町議会

目 次

第 1 号（11月29日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名について	2
○日程第 2 会期の決定について	2
○日程第 3 議案第1号 令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)……	2
○日程第 4 議案第2号 令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正 予算(第3号) ……………	3
○日程第 5 議案第3号 令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)	3
○日程第 6 議案第4号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	8
○日程第 7 議案第5号 上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例……………	9
○日程第 8 議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例…	10
○追加日程第1 発議案第1号 上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例……………	18
○閉 会 宣 告	19

令和3年第5回上富良野町議会臨時会付議事件一覧表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)	11月29日	原案可決
2	令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)	11月29日	原案可決
3	令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)	11月29日	原案可決
4	上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11月29日	原案可決
5	上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	11月29日	否 決
6	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	11月29日	原案可決
	発 議		
1	上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	11月29日	原案可決

○議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について 11月29日 1日間
- 第 3 議案第1号 令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)
- 第 4 議案第2号 令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)
- 第 5 議案第3号 令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)
- 第 6 議案第4号 上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第5号 上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第6号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第1 発議議案第1号 上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
-

○出席議員 (14名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 元井晴奈君 | 2番 | 北條隆男君 |
| 3番 | 高松克年君 | 4番 | 中瀬実君 |
| 5番 | 金子益三君 | 6番 | 中澤良隆君 |
| 7番 | 米沢義英君 | 8番 | 荒生博一君 |
| 9番 | 佐藤大輔君 | 10番 | 今村辰義君 |
| 11番 | 小林啓太君 | 12番 | 小田島久尚君 |
| 13番 | 岡本康裕君 | 14番 | 村上和子君 |
-

○欠席議員 (0名)

○遅参議員 (0名)

○早退議員 (0名)

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|------------|-------|---------|-------|
| 町長 | 斉藤繁君 | 副町長 | 佐藤雅喜君 |
| 教育長 | 服部久和君 | 総務課長 | 宮下正美君 |
| 保健福祉課長 | 鈴木真弓君 | 教育振興課長 | 林敬永君 |
| ラベンダーハイツ所長 | 谷口裕二君 | 町立病院事務長 | 北川徳幸君 |
-

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 局長 | 深山悟君 | 次長 | 飯村明史君 |
| 主事 | 真鍋莉奈君 | | |

午前10時00分 開会
(出席議員 14名)

◎開会宣言・開議宣言

○議長(村上和子君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただいまの出席議員は14名でございます。

これより令和3年第5回上富良野町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎議会運営等諸般の報告

○議長(村上和子君) 次に議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

○事務局長(深山 悟君) 御報告申し上げます。

本臨時会は11月26日に告示され、同日議案等の配付を行い、その内容につきましては、お手元に配付の議事日程のとおりでございます。

本臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案6件であります。

本臨時会の説明員につきましては、町長以下、関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上でございます。

○議長(村上和子君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長(村上和子君) 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、

2番 北 條 隆 男 君

3番 高 松 克 年 君

を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定について

○議長(村上和子君) 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いま

す。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号

◎日程第4 議案第2号

◎日程第5 議案第3号

○議長(村上和子君) 日程第3 議案第1号令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)、日程第4 議案第2号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)、日程第5 議案第3号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

関連がありますので、一括して提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただいま一括上程いただきました補正予算について、最初に、議案第1号令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)について、提案要旨を御説明申し上げます。

1点目は、特定防衛施設周辺整備調整交付金について、2次配分額が示されたことから、すでに完了した事業の財源調整を行うとともに、後年度に実施を検討していた清富線スクールバス購入事業、ラベンダーハイツ厨房用ガス式オープン、介護用乾燥機の更新、町立病院医療機器の更新について前倒して実施するため、所要の補正をお願いするものであります。

2点目は、高齢者等への冬の生活支援として、これから本格的な冬場の暖房時期を迎える時期において、原油価格高騰の影響により、灯油価格等が高騰しており、それぞれの家計に与える影響が大きいことから、高齢者や障がいのある方がいる世帯、ひとり親世帯のうち、世帯の収入が一定の基準以下の世帯を対象として、生活支援を行うことを目的とした臨時福祉生活支援事業を行うため、所要の補正をお願いするものであります。

以上、申し上げました各事業の必要な財源については、特定防衛施設周辺整備調整交付金及び北海道地域づくり総合交付金を充当するとともに、なお不足する財源については、予備費を充当し補正予算を調整したところであります。

それでは以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分についてのみ説明をし、予算の事項別明細書につきましては、省略をさせていただきますので、御了承願います。

議案第1号を御覧ください。

議案第1号令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)。

令和3年度上富良野町の一般会計の補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ766万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億7,036万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

15款国庫支出金706万円。

16款道支出金60万円。

歳入合計766万円。

2、歳出。

3款民生費803万1,000円。

4款衛生費191万円。

9款教育費139万4,000円。

12款予備費367万5,000円の減。

歳出合計766万円。

以上で議案第1号令和3年度上富良野町一般会計補正予算(第8号)の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) 次にラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長(谷口裕二君) ただいま上程いただきました、議案第2号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

特定防衛施設周辺整備調整交付金の2次交付に伴い、後年度に予定していました事業を前倒しして、設備備品を更新整備するよう、増額補正をお願いするものであります。

整備する設備としましては、介護用備品として、昭和59年購入の乾燥機並びに、厨房用備品として、平成9年購入のガス式オーブン調理器であります。

それぞれ購入から相当の年数が経ち、経年劣化が見受けられますことから、今回更新整備するものであります。

それでは、以下、議案の説明につきましては、議決項目の部分のみを説明し、予算の事項別明細書につきまして

は省略させていただきますので、御了承願います。

議案第2号を御覧ください。

議案第2号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算(第3号)。

令和3年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の補正予算第3号は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ407万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億4,363万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

3款国庫支出金280万円。

6款繰入金127万6,000円。

歳入合計407万6,000円。

2、歳出。

2款サービス事業費407万6,000円。

歳出合計407万6,000円。

以上で議案第2号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) 次に町立病院事務長。

○町立病院事務長(北川徳幸君) 次に、議案第3号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)につきまして、提案の要旨を御説明させていただきます。

補正の概要ですが、特定防衛施設周辺整備調整交付金を財源とします医療機械購入事業についてです。

調整交付金の2次配分等々、町からの出資金を合わせまして、医療機械整備のために増額補正をお願いするものでございます。

今回、購入予定の医療機械につきましては、検査機器であるX線ポータブル装置、顕微鏡及びリハビリ機器である乾式ホットバックなどの更新であります。

現在、既存の機器につきましては、X線ポータブル装置は、平成13年に購入して以来、20年が経過。顕微鏡につきましては、平成18年に購入して以来、15年が経過。乾式ホットバックについては、平成23年に購入して以来10年が経過しており、それぞれ、老朽化に伴いまして不具合等が発生していることから、今回更新を予定しているものであります。

以下、議案を朗読し説明とさせていただきます。

議案第3号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)。

(総則)。

第1条、令和3年度上富良野町の病院事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)。

第2条、予算第4条に定めた資本的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

補正予定額のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入1,000万円。

第1項出資金191万円。

第2項補助金809万円。

支出。

第1款資本的支出1,000万円。

第2項建設改良費1,000万円。

次ページ以降につきましては説明を省略させていただきます。

以上、議案第3号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算(第2号)の御説明とさせていただきます。

御審議いただきまして、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(村上和子君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより議案第1号、議案第2号、議案第3号について一括して質疑に入ります。

7番米沢義英君。

○7番(米沢義英君) まず、一般会計等の補正予算についてお伺いいたします。

今回、灯油等の値上がり等によって、臨時の生活支援事業制度を町でも灯油の支援なんですが行うという形になっております。

この案内チラシの案を見て見ましたが非常によくできているかなというふうにまず感想を述べさせていただきますと思いますが、まず、同時にあわせてこの文書を見ても、やはりなかなか理解できないという方も非常にいろいろと見受けられますので、そこら辺の対応等々はどういうふうになるのかまず確認しておきたいと思います。

2つ目にお伺いしたいのは、今回の支給基準という形の中で、非課税世帯、生活保護等は除くという形で、高齢者等、障がい者世帯等、ひとり親世帯等という形になっております。支給基準は、生活保護基準の1.2倍未満という形になっております。

そこでお伺いしたいのですが、わかればお伺いいたしますが、高齢者の方で設定は65歳でも70歳でもいいと思いますが、平均なところで1人世帯で生活保護基準

というのはだいたいどのぐらいなのかお伺いいたします。

やはり今、非常に生活が灯油等がまた食料品等が値上がりするという状況の中で苦しい生活を余儀なくされている現状が見受けられます。

この1.2という判断基準なんです、これを1.4まで拡充するというような検討をされた経緯とはあるのかどうか確認しておきたいと思います。

これは町独自の基準ですから、あの近隣町村が後であったとしても、町は1.4でいきますということになればその分拡充の範囲がね、本当にちょっと広がるという形になるかというふうに思いますが、その点確認しておきたいと思います。

あと、さらにこのスクールバスの購入で今後の入札等が行われるかというふうに思いますが、今後の流れ等について確認しておきたいと思います。

あと、ラベンダーハイツの備品購入等についてお伺いいたします。これは乾燥機等はそれぞれ1台という形でなのか、ちょっとわかれば何台かちょっとよくわかりませんので、このあと、相当施設等も古くなってきていることがありますので、今後早急に故障しなければ、まだまだ修理しながら使えるかと思いますが、今後、また急に予定されるっていうものっていうのがあるのかどうか、計画的にされておりますので、その計画に基づいて購入されているとは思いますが、確認いたします。

○議長(村上和子君) 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長(鈴木真弓君) 7番米沢議員の2点の項目の質問についてお答えさせていただきます。

まず1点目の、今回の臨時福祉生活支援事業の、まず住民周知に対してでございますが、まず、このチラシにつきましては、現在案ではございますが、いち早く皆様にお伝えたく、まず12月2日から防災無線による周知を開始してまいりたいと考えております。

次に、12月3日には、新聞折り込みのチラシ、12月10日号の広報には差し込みではなく、広報紙面において全戸に配っていただくことで調整をしているところがございます。

しかし、議員御質問のとおり、それだけではなかなか広報のチラシも、郡部においてはかなり遅くなるってことも聞いておりますので現在所管課としましては、私ども福祉の関係事業者である事業所並びに民生児童委員の定例会も開催されます。

あとこの12月、1月に各事業が行われる諸団体に対しまして、このチラシを持ってきちっと説明をし、皆様に申請をしていただくような形を柔軟に進めていきたいと考えております。

次に、支給要件の関係でございますが、今現在町の支給

を基につきましては、生活保護世帯の1.1倍ということで、今回、町の方としては、すみません1.2倍ということで、現在進めておりますが、この要件につきましては、これまでの町が進めてきました経過におきましては、平成30年度と同じく臨時福祉生活支援事業についても、1.2倍の要綱を定め、実施したことから、これを基準としたところでございます。

それをさかのぼるところにおきましてはその基準については、議員御質問のとおり、その時その時の基準を設けた経過は町としても確認をし、理事者と協議をしたところでございますが、まずこの生活保護の1.2に定めましたのは、生活保護費にプラス生活保護の方には期末手当と、あと冬期の燃料加算も加算されます基準額が示されておりますので、その金額を算定しますと、この1.2倍が同じ基準になるのかと町としては判断をしたところでございます。

多くの方が国民年金を受給した方は、この金額の内に入りますので、その方たちは皆さんが支給対象となるかと思えます。

ただし、それ以外の年金を受給されてる方は、やはり100万以上の年金を受給されてる方については対象外としたところでございます。

次に議員の方から1.4倍の認定はどうなのかというふうに御発言いただきましたが、1.4となりますと約118万5,000円ほどの基準額になるかと思えますが、これになりますと厚生年金、あと遺族年金障害年金でも対象者になる方もいらっしゃるかと思えますが、町としましては、やはり生活困窮の方に対する支援ということで、今回は1.2の従前の町の支援策と同様というふうに考えたところでございます。

ただ、国においても、これから生活困窮者に対する施策も行われるっていう情報も町としては入手しておりますので、そちらの方は国の対策を持って講じていくのがベストかと考えたところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 教育振興課長、答弁。

○教育振興課長（林敬永君） 7番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

スクールバスの御購入の事務手続きの関係だと思えますが、現在、走っております清富線についてはワゴン車でございます。14人乗りのワゴン車でございますので、本日補正予算が御承認いただけますれば、札幌防衛施設局に対して補助金の交付申請の手続きを取らしていただいて、確定後、入札執行ということで来年の2月いっぱいまでには納車ということで予定しておりますので御理解を賜りたいと思えます。以上であります。

○議長（村上和子君） ラベンダーハイツ所長。

○ラベンダーハイツ所長（谷口裕二君） 7番米沢議員の御質問にお答えいたします。

今回更新を予定しております設備の台数でございますが、乾燥機につきましては1台。ガス付きオープン調理器も1台でございます。

それぞれ今後の見込み等でございますが、特に厨房の機器につきましては、相当年数を経過する機器等もございますので、今年度に整備を図るよう、現在、実施計画等にも掲載しながら、計画的に事業の方を進めていきたいと考えております。

○議長（村上和子君） 他にございませんか。

6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） 臨時福祉生活支援事業のことについて何点かお聞きをしたいと思えます。

まず、同僚議員の方からも質問ありましたが、まずあの給付額の1万円っていうことに定めたその考え方、そしてこの取り組みっていうのは、いわゆる福祉灯油的な発想しかなくて、今コロナ禍で困っている人たちの対応には、この1万円では全然対応していないんだなっていう印象を持っています。そういうことで、この1万円っていうのが妥当なのか。もう1点、これに関連して、要するにクーポン券の配布を予定してるんですけども、以前は現金だったような気がしてるんですが、そこら辺の変えた理由。

それから2点目として受付方法、期間を延長しましたっていうことで、すごく改善はしてるのかなと思うんですが、多分あの、受け取りに来る人が非常に少なかったっていうのは、その期間が短いからじゃなくて、私は足の問題が最大だと考えてます。というのは、農村部に暮らしてる人、以前はそうだったと思うんですが、400円片道予約型タクシーで来て、帰って400円したら1回申請するのに800円かかっている。そして受け取りに行くときも、今回は郵送で発送するっていうことですが、これは改善されて良いことだなと思うんですが、以前は400円また、かけてきて、帰り400円からしたら1,600円ですよ。1万円のもう16%っていうのが、地域によっては足がない人たちは、そういうことがありました。その中で、今回は片道だけ。でも、もっと発想を変えてもらって、そういう足が確保できない人には、例えば保健福祉総合センターに来たときに、タクシー代を助成するとか、そういうことをしなかったら公平性は私はないんじゃないかなって前から感じてました。そんなことも検討されたのかどうかっていうのが2点目。

そして、対象者についても、やはり今までと同様の考え方しか発想がなくて、これをやっぱり今、先ほど言いまし

たけどコロナやなんかの疲弊している経済活性も含めながら考えると、もっと、非課税世帯からは、町独自の枠を広げるっていうようなことは検討されたのかどうか、以上3点お聞きをしたいと思います。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 6番中澤議員の3点の御質問にお答えさせていただきます。

1点目の、まず今回支援する給付額1万円についての考え方でございますが、この制度は冬の高齢者等の生活支援ということで、道の補助金も活用することから、やはりこの冬季間、寒冷地における上富良野町の地域として、これにつきましては従前の福祉灯油という考え方、議員も御発言ありましたが、町としましては、灯油代だけではなくて、やはり寒冷になりまして、かなり灯油だけではなくて様々な生活に疲弊していくことが生じますことから今回は灯油が100円を超えた段階で協議に入り、この支援策につきましても検討はしたところでございます。

平成30年の時にも給付額は1万円で、実はその時から商品券に変えさせていただいております。ぜひ、地域の活性化に繋がればということで、住民の皆様がこの商品券で灯油を買える事業所もあれば灯油を買えない事業所もあるというふうに聞いていますので、それではこの冬季間において、冬の支度を少しでも役立てればということで考えたものになっています。1万円の金額につきましては前回の30年のときと同様の1万円としたところであり、3点目の方の御質問にも入ってはまいります。新型コロナウイルスの中における生活困窮者に対する支援につきましては、これから国が示されていく政策との検討が十分必要ではないかというふうに町としては考えているところでございますので、まずこの冬の高齢者の生活支援につきましてはこの事業の要綱を定め、支援をしていくことで協議したところでございます。

次に、受付の期間の延長は改善を一部図れてはいるが、前回平成30年の例だと思うんですが、申請に来て実際に商品券を受け取るということで、大変、郡部の皆さん、あと町内にいる高齢者の方が足がなかなか確保できていないのではないかという御質問でしたが、前回も申請に来ていただいて、1歩踏んで申請をし、商品券はお渡ししたところでございます。

ただ、皆さん申請をして、私どももある程度その収入認定に事務作業がかかりますので、それによってかなりちょっと皆様お待ちいただいた経過が前回の反省点で所感としてはありましたので、今回は申請を受けるものは全て受けて、あと、発送ですね。商品券を持って商工会様に、委託料は一部ちょっと予算計上しておりますが、その業務を発送すると。これは金券でございますので、今回は簡

易書留で、全ての申請した皆様に決定書とともに発送する形で皆様のお手元に届くような形を進めているところでございます。先ほどお車代のお話がありましたが、やはり私どもが全ての方たちに一方的に給付するものではございませんので、まず申請の手続きについて、事務見直しはしたいというふうに考えたところでございますので、今回、前回同様、代行申請並びにオンライン申請も今回実施をしたと思います。なかなか高齢者1人世帯とか、2人世帯でオンラインというのはなかなか難しいかと思いますが、こういうときに家族親族等、あと代理の方がぜひ、その制度を使ってかみんによくお越しいただける方にちょっとお願いしてみようかなとか、あとお電話で私達そういうふうに関わるときには、こういう制度ありますのでぜひこういうことでどうでしょうかということで、少し高齢者でしたら高齢者の実態調査で、私達、いろいろ家族関係もわかっておりますので、その辺については柔軟な対応を進めていくような形にしたいと思っています。

障がい者につきましては障がい者の事業所に、ここはきっちりとその申請手続きについても支援していただくように準備を進めたいと考えております。

現在タクシー等のお車代については、今現在所管の方では予算措置は考えていないところでございます。

3点目の対象者新型コロナ禍の経済活性化も含めて検討してはどうかということで、実は内部で協議した時にも、かなりこの非課税世帯で収入がやはり落ちてる方もいらっしゃるのではないかとということで、今回、これまでは高齢者世帯というのは高齢者のみの世帯、前回30年度まではそうだったのですが、実はその他の家族がいらっしゃる世帯、ちょっと例を言いますと、65歳以上の御両親と50代の夫婦がいたと。でもこの50代の夫婦が新型コロナ禍で収入が激減しているとかあった場合は、前回はその他の世帯になるので実は対象にならなかったんですが、今回はその方たちの対象としたところ。高齢者が1人でもいれば、ここの高齢者のいる世帯としてカウントはさせていただいたところでございます。今、議員の方から御質問いただきましたがぜひ新型コロナ禍によって世帯の収入がこの基準を下回るにはきちっとした支援が町としては、今回はさせていただけるものと説明させていただきます。

以上です。

○議長（村上和子君） 6番中澤良隆君。

○6番（中澤良隆君） よく検討されたなどは思うのですが、まず先ほど、申請の方法を代理申請をする。そして地域の高齢者だとか障がい者に寄り添っている民生委員の活用。これは言葉だけじゃなくて、やっぱり具体的にもっともって機能が発揮できるように地域の力を借りて、や

っていただければなと思いますがそのことについての考え方。また、やっぱり本当に今、高齢者特に対象になってる方々というのは本当に困ってる人がいるので、いち早く届くような方策と、それとやっぱり道の60万円をそれはそれとして、やっぱり町独自の考え方というのが、ここに出てきていいのではないかなと思うんですが、そういうことも含めてもう一度答弁をお願いします。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 6番中澤議員の御質問にお答えします。

申請方法について申請手続きがなかなか皆様、制度はわかってもそれに行くのに大変困窮されるのではないかと御質問に対しましては、実際に今、社会福祉協議会の歳末助け合いの方についても、民生委員が関わっていただいていることもございますし、地域の高齢者世帯、あと障がい者世帯につきましても、一部情報共有を図っておりますので、それにつきましては今回12月1日の定例民協、15日の定例民協。今年、来月には2回この民協の開催がされますことから所管としましても十分民生児童委員さんには情報共有させていただきまして、地域の実態、地域の実情について申請手続きについて、丁寧な説明と申請に繋がるような形、あとどのような課題があるのか、それについても、所管としては確認をしております。

あと、その新型コロナにおける生活困窮に対する支援施策も含めて、今回の施策についても十分検討すべきは何かという御質問があったと思いますが、所管としましては、まず今回、道からの調査もありまして、他の市町村においては、すでにもう施策を進めている自治体もあると一部、聞き及んだところから、私どもも100円を超えるガソリンの高騰、灯油の高騰もお伺いしましたことから、本当に皆様にこの冬の間、燃料を節約しなければならぬのかというの、実は一部お声もいただいていたところがございます。これにつきましては、きちっと町としても施策としては必要に応じた施策は講じるものとして、この議会に大変遅くなりましたが、臨時議会ということで上程をさせていただいたところがございます。

先ほども申し述べましたように、これから生活困窮者、また新型コロナにおける施策につきましては、国の方から一部マスコミ報道もありますが、まず正式に私ども保健福祉の方には情報はいただいておりませんが、子育て世帯、あと生活困窮者等におきまして、今施策を実施されるというふうな情報が入手しておりますので、その中で十分町としても検討すべきと事案かと所管では考えたところがございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 他にございませんか。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） 私非常にこれはいい制度だなというふうに思っています。それで生活支援をするということで、全てのこの該当者の方に、受領していただきたいなという観点から質問させていただきます。

周知の方法というのは、すでにも言われましたように、町の広報に記載する。あるいは新聞のチラシに入れる。あるいは防災無線で12月の2日からやっていくということでもございました。これで、その該当者の方が、特に全員それを見てもらって、聞いてもらってわかってもらえるのかどうか、そう判断されているのかどうか。

例えば、町内会に入っていなかったら、町の広報も来ないかもしれませんね。新聞も全部の家庭が取っているとは限りません。防災無線が流れてきたときはちょうど外出しているかもしれませんよね。

そういったことを考えてどう思っておられるのかなということと、3月1日まで交付するということですから、2月の下旬あたりにまだ来られていない人が判明しますよね。人数もわかっていますから。

その時、再徹底する何か腹案をお持ちなのかどうか、その2点についてお聞きいたします。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 10番今村議員の2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず、全ての方に申請をしていただくようなきちっとした住民周知をしていただきたいということで御質問かと思われませんが、まず周知方法については、今具体的には3案の内容、あと個別には地区の民生児童委員に、あとは事業所等におきまして皆様にもう気になっている方がいらっしゃるというふうにもうすでに逐次、民生委員から聞いておりますので、その方たちにはこのチラシをお渡しして回っていただくような形もお願いしようかと思っています。

やはり書面で見れない、耳で聞いてもわからない。なかなかそういう形が情報における難民かと思っておりますので、そういう形にはやはり地域の信頼ある方からの情報が一番、こういうご時世ですので、詐欺まがいのことではないかというふうになっては困りますので、そういう形で地域の役員の方たちにはお願いを所管としてはしようと考えているものでございます。

それで申請期間を3月1日に延ばした関係も、今、今村議員から御発言いただきましたように、12月から3月までの期間の中で、ある程度私どもも申請率をきちっと把握しながら、これにつきましては防災無線、あと、皆様にこの制度がきちっと行き渡っているかどうかについて

も、きちっと皆様の民生委員さんの回ってる状況、障がい者の施設の状況、あとひとり親についても手続きにおいて郵送しますので、対象者のわかっているところには申請手続きがなされているかについても確認しながらいきたいと思います。社会福祉協議会においても、今独居老人の昼食会、昼食は出していませんけど、毎月定例に集まっているというふうにも聞いておりますので、そこには約4、50名の方が来ていらっしゃると思いますので、そこにも私達の担当の方から、制度説明手続き等については十分周知してまいりたいと考えております。

期間を長くしたことよっての申請状況、申請の状況に応じた次なる私どもの説明責任を果たすよう、そこは努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（村上和子君） 他にございませんか。

11番小林啓太君。

○11番（小林啓太君） 臨時福祉生活支援事業の委託費に関してお伺いしたいと思います。

先に頂戴した補足説明資料の、委託費算出根拠の委託費のところは今回の委託費は発行される給付費の10%という形で計上されています。給付の金額の10%というところに多少違和感を覚えるものがある、例えばこれを給付する金額が10倍だったら委託費も10倍になるのか、というようなふうにと考えると、おそらくその委託される側の手間の10倍になるものではないのかなって考えるのですが、この10%というところの根拠のようなものを教えていただければと思います。

○議長（村上和子君） 保健福祉課長、答弁。

○保健福祉課長（鈴木真弓君） 11番小林議員の今回、町商工会にこの発送業務を委託する委託費の積算でございますが、まず商品券の所持している商品券の作成費、あと商品を入れる中封筒、後、それに関わる一番大きく関わるのが郵送料。簡易書留で発送していただきますので、ここが414円、1通かかりますので定型50g以下ということで、簡易書留を今回証書の中に入れていただいております。

その他に、その作業する人件費を時間、単価並びに時間を換算し、算定をしたところ約1世帯1、000円ということで613枚の110%となっておりますが、世帯約1、000円の送料になっています。実際この申請がどれぐらいの世帯の給付になるかということでの10%の算定ですが、送料とそれに関わる人件費並びに消耗品費ということで算定はしております。

以上です。

○議長（村上和子君） 他にございませんか。

なければ質疑を終了いたします。

これから議案第1号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第1号令和3年度上富良野町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり可決されました。

次に議案第2号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第2号令和3年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

次に議案第3号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第3号令和3年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第4号

◎日程第7 議案第5号

◎日程第8 議案第6号

○議長（村上和子君） 日程第6 議案第4号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、日程第7 議案第5号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第8 議案第6号特別職員の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

関連がありますので一括して提出者から提案理由の説

明を求めます。

総務課長。

○総務課長(宮下正美君) ただいま一括上程いただきました議案第4号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、及び議案第6号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

本年8月に人事院は、国家公務員の給与及びボーナスについて、公務員が民間を上回る結果となっているが、月例給については、民間給与との格差が極めて小さく、俸給表等の適切な改定が困難であることから、据え置き、ボーナスについては、民間との均衡を図るため、引き下げる勧告がなされたところでありますが、その後、衆議院議員総選挙が執行されたことから、去る11月24日に、当該勧告どおり実施する旨、閣議決定を経たところであります。

なお、国家公務員に係る法改正については、国会召集の関係から、12月手当の支給基準日後に改正することとされ、令和3年度分の引き上げ相当額については、令和4年6月のボーナスからの減額が予定されているところであります。

本町の職員の給与については、これまでも人事院勧告及び国家公務員給与の改正内容を参酌し、条例改正を行ってきており、例年であれば、国の法改正手続きを待って対応しているところでありますが、町としましては、12月支給基準日前に条例改正手続きを行えること、また、今年度分の減額に係る調整時期をずらした場合には、その削減額が大きくなり、職員の生活設計に影響を与えることなどを考慮し、本臨時会において所要の改正を行うため、町職員の給与条例の一部を改正しようとするものであります。

併せて、会計年度任用職員に対する期末手当の支給率についても、町職員の支給率を引用している部分について、改正する必要があることから、会計年度任用職員給与条例の一部を改正するものであります。

また、特別職の給与及び期末手当については、特別職報酬審議会での審議に基づくところであり、現状、町職員の期末勤勉手当合計と同じ率となっておりますが、今回、一般職員の期末手当を引き下げること及び、今般のコロナ禍における人事院勧告の内容に至った社会情勢、社会、経済情勢等を参酌し、特例措置として、今12月期の期末手当について引き下げよう、特別職給与条例の一部を改正するものであります。

次に、改正内容についてであります。1点目として、町職員の期末勤勉手当については、年間4.45月を4.

3月に0.15月引き下げ、引き下げ分は期末手当に配分を行うものであります。

2点目として、会計年度任用職員の期末手当支給に関する規定中、一般職員の支給率を引用している部分について、町職員給与条例の改正後の支給率に改正するとともに、期末手当支給率についても、年間1.45月を1.35月に0.1月引き下げるものであります。

3点目としまして、常勤特別職の本年12月分、期末手当について、0.15月引き下げを行うものであります。

以下、議案に沿って御説明申し上げます。

最初に、議案第4号を御覧ください。

議案第4号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町職員の給与に関する条例の一部改正。

第1条、上富良野町職員の給与に関する条例(昭和35年上富良野町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の127.5を100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条、上富良野町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

次に、議案第5号を御覧ください。

議案第5号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正。

第1条、上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年上富良野町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第22条第1項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条、上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用

弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

第22条第1項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附則。

この条例は公布の日から施行する。

ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

次に、議案第6号を御覧ください。

議案第6号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員の給与に関する条例（昭和35年上富良野町条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

第7項、町長等の令和3年12月に支給する期末手当に限り、第2条第4項の規定にかかわらず、同項中「100分の210」とあるのは「100分の195」とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

なお、当該改正による影響額につきましては、会計年度任用職員を除き、960万円程度と見込んでおります。

以上で議案第4号上富良野町職員給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第5号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例及び議案第6号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これより議案第4号、議案第5号、議案第6号について一括して質疑に入ります。

8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 今回の給与の条例の一部改正ということで、8月の人事院勧告の決定を受けてのものだという事は理解しております。

東北のある自治体では、今般、新型コロナ対応とワクチン接種等で、業務負担が大きい中、職員は卓越した働きをしてくれたということで、この人事院勧告には従わず、据え置くと決定してる自治体もあります。確かにやっと思感染者数も減少傾向にあり、コロナ禍からの景気浮揚の局面で、消費マインドを下げるという減額というのは、このタイミングとしてどうなのかという議論も十分理解できます。また、過去にもこういった減額の勧告に従わず据え置いた自治体の例も承知しております。

今回条例の提案にあたって、例えば、特別職だけに従い、また職員は据え置くような考え方っていうのをまず、検討されたかどうか確認させていただきます。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 8番荒生議員からありました今回の給与の改定となります経過の前段の話というところの御質問かなというふうに思っております。

今、荒生議員から他の自治体では今般であれば据え置きというような自治体もあるということについてはすでにニュース等でもあるのかなというふうに思っております。

ただ、当町につきましては、いわゆるこの町の今までの職員の給与の決定にあたっては、特に多くの部分で国家公務員の方が町内にかんりの数いらっしゃるということも過去から背景にありまして当町の町の職員については、基本はその国が出す人事院勧告を参酌して決めるということで基本は同じような制度で作り上げるということでこれまで進めてきたところでございます。

今回につきましても今言われましたように経済対策と言いますか、この経済を盛り上げていかない中で、下げるというのはどうなんだという意見もあるのかなというふうに思いますが、今回の判断としましては、今までどおりといいますか今回の人勧に沿って、引き下げについてはやむを得ないというところであったところでございます。検討したことはありますが結果としましては、下げるといことで決定をしたところでございます。

以上です。

○議長（村上和子君） 8番荒生博一君。

○8番（荒生博一君） 実際にもし従わなかった場合、ペナルティというのは、聞き及んだところによりますと、例えば来年度の交付税が減額をされたりとか、そういったペナルティがあるということは聞き及んでおりますが、実際その影響額っていうのは、例えば50万円ぐらいの程度で済むようなことであれば、考え方として従わなかったっていうのもあるんでしょうけど、知ってる情報で結構です。減額のその範囲とか幅大きさというのは、もちろんこういった実際にとっては大切な交付税ですので、下げられては困りますので、把握している部分で結構です。どのぐらいの、従わなかった場合のペナルティがあるのか、教えていただければと思います。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 8番荒生議員からありましたもし、国に従わなかった場合のペナルティというところの話でございますが基本明確にこうしたらこうしますというようなペナルティは基本、今のこの交付税制度の中にはないという形になっております。ただ、あくまでもい

いわゆる交付税の算定においては、いわゆる給与人件費ってというのは、あの実態ではなくて、国のいわゆる人事院勧告の制度にのっとった中で、交付税算定というのはされますので、私達どものようにいわゆる交付税いただいとるところでいくと、国でいうと職員給与費というのはこの金いわゆる人勤を反映した金額設定で、年代構成でこのぐらゐの人数っていうふうに出されていますので、それを超えてお給料を払ってるといふことは、交付税で見られているものよりも高いお給料払ってるとで本来違うところに行くべきものを給料にあててしまいますというような仕組みになっています。給与が国から国の制度よりも上回ったからペナルティとしてこういう計算になるんだというものは、実際にはなりません。ただ、特別交付税とかがありますので中でいわゆる特殊需要というのがあるって私どもがわからない部分というのがありますので、もしかするとその中で何かしらのことがあるのかもしれませんが、上富さんのしなかったから来年交付税50万円引きますとかそういうことの話にはならないということでございます。

また、普段もいわゆる国のこれまでもそうですけども、基本、過去の中でいきますと地方の方がどうしても国より給与が高いところもかなりありました。うちは比較でいくと、ラスが結構高い方だったんですけど今は1000ってませんけども、そういう部分で、いろいろ給与をあたっては国を超える部分については適正にするよというふうなことで通知等は出されていますが、金目としてどうこうするっていうもので明らかにされているものはないということ、理解していただければと思います。

以上です。

○議長（村上和子君） 他にございませんか。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） お伺いいたします。

一般会計の一般職員についてであります。会計任用職員の今回の削減で、減額で1人当たりそれぞれどのぐらゐ要素として、総額と合わせて1人当たりだいたい要素としてどのぐらゐ減額になるかお伺いしたいというふうに思います。

また私は今回、同僚議員も述べられたようにコロナ禍という状況の中で、非常に職員の方も仕事に専念されて努力をされているという形になっております。そういう状況の中で、この削減というのは当然納得できるものではありません。また、会計任用職員にいたっては更に一般職よりも、基準のベースとなる賃金基準が低いという状況になっております。そういう状況の中で、この減額ということになれば、さらに生活するものにも影響を及ぼす

ものになるのではないかとこのように思いますが、この点はどのように考えられているのか。

また今回この減額要素は、一般職員もこの会計任用職員もやめるべきだと考えますが、この点確認しておきたいというふうに思います。

国は今回の改正の中で、給与については民間との格差がないということでわずか19円だという形の方向を打ち出しました。一方でボーナスについては、減額要素が格差があるということで、当然公務員も削減されなければならないという方針にいたしました。しかしここで問題なのは、コロナ禍の中で、それぞれの事業所の方々が努力されていて、それでもなかなか営業成績や伸びないという状況の中で、そこで働いている従業員職員の方が、一定程度、医療機関もそうなんです。減額せざるを得ないという、この特殊な要因の中で起きた問題だというふうに考えてます。そうしますと、人事院勧告で指摘しているのは、この要素そのものを、全く見ていないのではないかとこのように考えるんですが、この点どのようにお考えなのかお伺いいたします。

次にお伺いしたいのは、高校生の初任給の問題です。上富良野でも公務員の15万600円だったかと思えます。そうしますと、1時間あたりに換算すると、初任給は賃金として1時間当たりどのぐらゐになりますか。今の道の最低賃金というのは、889円です。そうしますと、おそらく上富良野町で言えば919円なんですよね。だいたい概算でちょっとやってみたんですよ。計算しました。わずかの30円ぐらゐの差なんです。この間、給与改定が行われてませんので、結局その最低賃金ギリギリの高校生の初任給という形の中で、やっぱりこういったところの抜本的な改正もしないで、ただ目先のことだけにとらわれてしまっているっていうような部分があるのではないかとこのように思いますが、私はこういった点でももう一度やっぱりあの国に対しても、地方自治体から初任給のあり方も含めて、見直す必要があると思えますので、この点どのように及ぶかお伺いしたいのと、あわせて地域経済に及ぼす影響とは、というのは大きいというふうに思っています。この点もあわせてどのように考えているのか、こういった大きな問題については町長についてお伺いしたいと思います。

○議長（村上和子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（宮下正美君） 7番米沢議員からありました給与改定の部分の御質問について私の方からお答えをさせていただきます。

まず、影響額というところでございます。大変申しわけありません。手元に1人当たりいくらという資料はちょっと持っておりませんので総額ということで御理解い

ただければというふうに思いますが、今一般職とあと、いわゆる再任用職ですね。いわゆる普通の職員の大部分の影響額ということについては今回でいきますと、全会計で930万円程度、この0.15あと再任用の方も含めてあるのかなというふうに押さえているところでございます。あと会計年度任用職員の分なんですけどちょっと職員と違いまして、いろいろな勤務実績がありまして具体的な数字というのが出ないんですけども、今想定で行っているのが先ほどあります会計年度任用職員さんが概ね160人程度いらっしゃいまして、その方の影響額を単純に平均しています。ただ、このうち企業会計の方が病院と水道のところ除きまして、影響額が150万ぐらいになるのかなというふうにちょっと見込んでおりますので、先ほど160人ぐらいって言いました、平均ですと1人当たり10,000円ぐらいのかなというふうに見込んでいます。

続きまして、会計年度任用職員については、元々あれなのでやめるべきではないということですが、基本は会計年度任用職員も制度を作ったときに、いわゆる職員の手当、当時、昔はなかったいわゆるこの一時金っていうのも出せるようになりましたよということで制度化をしました。そのときに作りとしては、いわゆる職員の率と再任用職員の率があって、その再任用職員の期末手当の率に連動しましょうというふうにしました。なので、逆にならば上がる、下がればまた変な話ですが下がるというふうな職員と連動するようにしてしたということもございます。

率が違うのではないかとということでございましたが、私どものその会計年度任用職員制度を作ったときに、いわゆる毎月の月額給あるいは日給ということで、お給料しかなかったところに手当を出しました。そのときに問題になったのが、手当を単純にプラスで出せるのかということになりますと実質の総体としては、いわゆる会計年度任用職員さんにかかるコストっていうのはそんなに変わらなかったということが現実問題としてありますので、他のところでは今まで払った月給ベースを下げて手当を足して、トータルで前よりちょっと増えてますねというふうにされてるところがかなりの部分がありました。

ただ、うちの町としては、今まであった月給ベースは基本下げないというのを原則にしたので、その時いただいてもらう支給された給料より下がることはありませんというふうな制度移行しましたので、そこにあと職員と同じ率の手当を足すと、かなり増えますのでそこは当時どうこうするというので、結果は今の再任用の部分の期末手当の率で、とりあえず制度を動かしましょうという

ところで進めたところでございます。ただ、こちらについてはその当時の程度するかっていうのはまだわかりませんでしたので、一定程度年数を経ってきたときに他のところとも比較ができるようになりますので、今後、他のところと比較してどうなんだと、トータルで、手当の率ではなくて、トータル働いていく中でどうなんだっていうのは検討して、もしうちの町が変な話ですが、他のところと比較してあまりにも安いよねっていうのがあればそこはやっぱり財源の関係もありますが、引き上げる。制度自体を見直す部分もあるのかなというふうに思っていますので、今回につきましては、職員に合わせるという仕組み上、大変申し訳ないのですが、あわせて下げるということで条例提案をさせていただいたところでございます。

あとコロナの部分の人勤の中で反映していないのではないかとということでございますが人勤につきましていわゆる民間の企業を国の方でします人事委員会で調べてやるという形になっていますので、特に手当は今年度の春の部分でございますので、いわゆる社会情勢としては、春の時点は結構大変でしたので、結果その時点で支給率がかなり下がっていますので、調べた結果、一時金は下がっているのかなというふうに思っていますので、コロナで民間企業が大変だという部分で今回のこの一時金の引き下げになっているのだなというふうに思っています。あと高校生の初任給について申し上げますお手元に今いくらというふうになっていますが、基本は国の制度と一緒に制度になっていますので、国が上げればあがりますし、実際に最賃が上がっていますのでその差のなんだんではないのではないかとこの部分もありますが、ただこれについては今回見直していかなかったということで、そういうふうになっていますし、昨今のその給与表の改定自体は変な話ですが、高齢者を抑えて、若い人方を上げましょうということで、俸給表改正される方ときは、若い人方はどんどん引き上げていっていますので、一定程度改善はされていくんだろうな。今回は据え置きですので、ありませんが、また今給料表が引き上げられる段階では、いわゆる高齢者よりも若年者の方を引き上げるというふうになっております。ただ、いろいろな部分で国への見直しの要望等も必要ではないかとこのところでございますが、こちらについてはうちだけという話ではございませんので、町長いわゆる町村会ですとか、そういう地方団体と連携をしながら国に対して要望をすべきときには、要望をしていただくことかなというふうに思っているところでございます。

以上4点、私の方からは以上です。

○議長（村上和子君） 副町長、答弁。

○副町長(佐藤雅喜君) 7番米沢議員の御質問の中で地域経済に与える影響ということ、どのように考えているのかということの御質問だったかと思えます。

確かに、我々の町、その公務員比率っていうのは、大変高こうございまして、人事院の勧告によりまして期末手当が上がったり下がったりというのは意外と影響大きい地域の特性があるのかなというように考えております。そういったものの中で、たしかにいわゆる公務員のボーナスとかお手当が上がることによって、一定程度経済効果もあるということもたしかにあるんですけども、基本的には人事院勧告というのは、民間の方々のいただいているボーナスっていうのが基準になってございまして。地域経済に及ぼすことも大変重要かとは思いますが、それ以前にしっかりと地域の方々の賃金のベースそういったものを考えて、まず公務員も自ら落とすべきところは落とささいという勧告が出てくるわけですから、そういったものに従うべきなのかなと思っております。

ちょっと余談的になるのかもしれませんが、地域の経済対策としては、皆さんもうすでにご存知かとは思いますが、18歳以下のお子様ですとか、生活困窮者の方へのいろいろな経済対策がこれから国の方から打ち出されていくということも含めまして、そういった部分をしっかりと町でも、できるだけ早い段階で対応するように準備しながら、何とか地域経済の方にもしっかりとお金が回ってくるような取り組みに作り上げていきたいなというふうに考えておりますので、その点について手当とちょっと離れた部分もありますけれども、御理解賜りたいというふうに思います。

○議長(村上和子君) 町長、答弁。

○町長(斉藤繁君) 7番米沢議員の人事院勧告に対する町長の考えはどうなんだということで御質問がありましたので私からも一言、人事院勧告今回のことに関して一言私の考えと申しますか、思いを述べさせていただきたいと思うんですが、コロナ禍でありまして、町の職員もですね非常に一生懸命頑張ってもらっています。

人事院勧告につきましては民間企業の調査を基にこういう結果が出たわけですが、その前段となる民間企業の方も、非常に苦しい中でして頑張った結果がこういう0.15という数字に出てきたということはやはり公務員、我々だけ頑張ってるわけじゃなくて民間ももちろん頑張ってその結果の0.15ということです。

これは非常に重く受けとめておりますし、その結果人事院勧告、例年どおりこれを参酌して条例改正に挑むということが、私のスタンスでございます。

以上です。

○議長(村上和子君) 10番今村辰義君。

○10番(今村辰義君) いろいろあるんですけども私は、政府、要するに、人事院勧告があって閣議決定された24日にその内容は、減額は今年の方で定めて、ボーナスの減らすのは来年の6月だということですよ。私はその政府の閣議決定に従ってやるのがいいのではないかなというふうに考えております。ただ、先ほどから総務課長等のお話で、町のをなぜ12月にやるんだというお話も重々理解しているところでございます。

ただ、もう一つの観点から考えますと、経済の活性化、同僚議員も言っていましたけど地域の経済の活性化、これは楽しみにしてる方はいっぱいいると思いますよ。なぜそこ活性化のために国は、2兆円超の補正予算を組みますよね。地方交付税も40兆円以上組むのではないかなという報道がございましたけども、国を挙げて、経済の活性化を図ろうとしてますよね。

我々としても、職員の方もみんな同じですけども、各家の家計の財政出動ですかね、家計の消費は、これがやっぱり地域経済の活性化に繋がるのではないかなというふうに私は思います。やはりここを考えると、6月にいっぱいし寄せがきて一遍にたくさん引くよりも、12月も引いたらどうだというのもわかりますけれども、ここはこの地域の活性化をしっかりとやっぱり捉えて、そしてなおかつ政府の閣議決定の方針もそうなんですから、6月まで延ばした方がいいのではないかなというふうに思います。世界情勢は今大変ですけども国内はですね、8月のオリンピックが大変だったんですよ。コロナ禍で9月末で緊急事態宣言の発令が解除されて、概ね2ヶ月経ちます。今の国内の状況はどうか。新規感染者は、世界が驚愕するほど減っているわけです。これはチャンスなんですよ、人々が外出宣言が解けてで街に繰り出す、消費をしてくれる。そういったチャンスの時に、なぜ町はそういうことをするのか。特別職の国家公務員はどうなんですかと、国家公務員とかは多分、政府の閣議決定で例年6月になるんじゃないですか。あと公務員の、学校の教職員の方々のボーナスはどうなるんですか。そういったものを考えて、やられたのかどうかは、もう私不思議なんです。

それと、町の職員の方々は、11月24日の閣議決定の内容を承知されて同意されたのか、そこもあわせてお聞きしたいと思います。

以上。

○議長(村上和子君) 総務課長、答弁。

○総務課長(宮下正美君) 10番今村議員からありました国のやり方と町のやり方が違うのではないかなという部分の御質問でございますので、私の方からお答えをさせていただきますと思います。今回、国の方については24日閣議決定をして、先ほど今村議員からもありましたが、今

年度の削減については来年の6月の手当で引くことを調整をしているよということで、多分12月中に法律改正がされるんだろうなというふうに予定をされております。その中で先ほどもありましたがいわゆる今、引かない、今払って6月の時に今回引く分も含めて、減額をするということよりも私どもとしましていわゆる職員の生活設計の中で、平準化を図りたいということで今回でいくと12月1日の記事の前に、うちの方としては、手続きが進められるのでそういうふうにしたというところで条例の提案をしているところでございます。いわゆるその経済対策という部分もあるのではないかとということで、国は結果、今回24日の閣議決定でもう間に合いませんので、経済対策もあるのではないかとということで前振りをして、当時の旧担当大臣が言ったところでございますが、それらについては、今回のいわゆる決定後の内閣官房長官の中ではそこら辺は触れられていませんので、どういふことなのかなというふうに思っております。

あと、その今回は12月に補正予算を組んで、いわゆる経済対策をしっかりやりましょう。そこに公務員の給与も使いましょうということでの発想だと思うんですけども、今年度分、経済対策で引かない、来年からは削減するけど引かないんだよっていうんでしたら、まだ経済対策でいいっていうふうにわかるんですけども、変な話ですが、今引かないで6月に引くから、先払いしておくからよろしくねって言っているのと一緒なのかなというふうに思います。それがいわゆる職員側の気持ちなのかなというふうに思いますので、結果はやはり6月にいっぺんに引くよりも今のところで引いていただいた方が、それぞれ生活設計が成り立ちますし、その中で職員については、いわゆる経済やれることっていうのは、自分の生活ありますので、無駄にお金をどんどん使ってくださいという部分はなかなか難しいんですけども、自分たちの生活の中で、そういう公務員として地域に還元できるものは取り組んでいく、いくように、周知をしていくようなことなのかなというふうに思っています。

あと、他の状況はどうなんだということでございますが、国は今行くと12月は減らしませんが6月に減らします。ごめんなさいちょっと今日、ニュース見てないんですけど、先週の段階では近隣でいきますと富良野市さんですとか、あと北海道も、今月中にやるということで確認をしていますので、先ほど学校の先生は道職員になりますので、北海道の方で決めれば、同じ12月で調整されるのかなというところで予定をしているところでございますので、この中では多分12月にやる方が、すみません先週末の状況なので、実際に明日までありますので、全部じゃないんですけども、すでにもう条例改正してる町もあり

ますが、12月にやる方が多くなるのではないのかなというふうに私どもは見込んでいます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） 漏れていました、すみません。最後に職員が、その24日の閣議と内容を知った上で同意しているのかというところでございますが、24日閣議決定がされた後に、情報を聞きましてそれを踏まえて、最終的に夕方に職員組合の方と交渉をしますもので、職員側も閣議決定の内容は知った上で、交渉して最終的に妥結をしたという形になっております。

追加で申し訳ございません。

○議長（村上和子君） 10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） 言われることは私理解できるんですね。しかし、それでもやはりこの町の、経済を上げていかないといけないんですね。今どん底なんですよ。そんなところで、職員の財布の紐を締めてもしょうがないんじゃないかなと思ってるわけです。公務員も一律に合わせていったらいいのかなというところをいろいろ思っていましたんですけども、まず人事院の勧告の話が出ましたけども、これ公務員の労働権の制約というものがあってその代償として人事院勧告があるわけですよ。これ私も尊重しておるわけでありましてけれども、ただこれはものの本によると、内閣にも国会にも拘束力はないわけですよ。そういったところも承知しております。基本的には私も長年そういったところで俸給をもらってきましたんで、そういうのは賛成なんですけども、今回は先ほど言ったように、特異じゃないですか。今がチャンスなんです。本当に、今これだけ新型コロナウイルスの新規感染者が減ってる時、チャンスで外出も自由でできる。消費も多分やってくれるだろう。

そこで手取りのボーナスを減らすのはいかなものかなというのが私の考え方なんです。だから、そういったものはしっかりやって先ほど言いましたように、6月に延ばした方がいいんじゃないかと言いました。同僚議員の中では、これ自体に反対だと、減額自体に反対だという方もおられます。それも私も理解できるんですね。そういったところを考えると、この町の経済のどん底の経済を上げるために、本当に必要なかもう一度お願いします。

○議長（村上和子君） 何かいっていることがね。

暫時休憩といたします。

午前11時26分 休憩

午前11時26分 再開

○議長（村上和子君） 休憩を解きます。

総務課長。

○総務課長（宮下正美君） 10番今村議員からありましたその今回の部分でございます。

繰り返しになりますが本来は国はそういうふうをやったというものも重々承知しながら、私どもとしましては先ほど言ったように、この12月での整理の方が、より職員のために良いのではないかというふうに思っています。

また、先ほど、繰り返しになりますがいわゆる経済対策の部分でいきますと、あの6月にも減らされるってのが変な話わかってますので、お金余裕ある人はどんどん使ってもらってもいいですけど、やっぱりそういう中堅職員、働き盛りの方というのは、いろんな支払をあてにしている方が多いですので、逆に言うともうそのときに引かれるとなると、先にもらっても使えればいいんですけども、多分そのままそののために置くっていう方がやはり多いのではないのかなということもあって、ぜひこの12月ということと、あと実際には国の法律が出ないとわからないんですけども、ちょっとこのやり方っていうのは、いろいろ問題があって実際には、多分3月に退職した人は引かれなくていいです。引けないんです。ただ変な話ですけど、今までどおりだと本当は12月に引かれるんですけども、国どおりでやると12月は満度にもらえて、退職も、途中の退職全部いいんですけども、6月にいなければ引くところがないので、そういうような不合理も実際には出てくるんですね。

だから国家公務員の数がいますし、いろいろあるのであれなんですけど、小さい町にしますと、なかなかそういう部分もあって、そういう不公平感も出てくるのかなというのでもあって今までどおり、準備として間に合うのであれば、12月での調整がいいのではないのかなということで、今回予定をしているところでございます。

あと、直近でございますが、今現在隣町の中富さんは12月でやるということで決めたそうでございます。なので、6月でやるところ12月ところいろいろ出てくるようでございますが、町としましては、予定どおり12月の方で、調整をさせていただきたいということで条例の提案をしておりますので、ぜひ御理解をいただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかに御質疑ございますか。

1番元井晴奈君。

○1番（元井晴奈君） 人事院勧告に従わないって言ったらちょっと言葉が悪いんですけども、町地域の実情を踏まえてということなので、今まで過去に、上富良野町においてその勧告に従わなかったということがあ

どうか伺います。

○議長（村上和子君） 総務課長。

○総務課長（宮下正美君） 1番元井議員からありました、いわゆる過去に人事院勧告に従わなかったことがあるのかというところでございますが、ちょっとすいません記憶なんですけども、最近ではないはずで。

ちょっと昔までさかのぼると、ちょっと国の制度を超えてたこともありますし、実際問題今でも、あの国の制度を上回っている制度というの残っていますので、全てが全て国どおりということではございませんが、基本最近の部分でいくと、基本は国にあわせるといいますか、国のものを参酌しながらということをやっていますので、国どおりという形になってございます。

以上です。

○議長（村上和子君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（村上和子君） なければ、質疑を終了いたします。

これより議案第4号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論に入ります。

最初に、本件に対する反対討論の発言を許します。

7番米沢義英君。

○7番（米沢義英君） 私は、議案第4号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対するものであります。

本条例は、一般職員の期末手当の人事院勧告に準じて支給割合を0.15カ月分を引き下げるとするものであります。人事院勧告では、民間事業所の賃金等においては、格差がわずかだとしました。一方で、一時金については、減額要素があるという勧告を行いました。

新型コロナウイルスの感染の影響で、民間企業や医療機関では、一時金などが減額されているのも実情であります。しかし、新型コロナウイルス等を感染拡大という事業所で働く人々の困難な状況は考慮されておりません。それぞれの事業所においては、努力をしてもなかなか上向きにいかないという状況が要因としてあります。

また新型コロナウイルス感染等の中、公務員が国民や町民の安全安心確保のために、日々全力で職務に専念している。厳しい勤務環境の中で仕事に自由に行っていることを考えれば、期末手当の削減をすることは理解できるものではありません。さらに、もともと賃金水準が低い会計任用職員もその対象となることは理解できません。

一時金の改定なしは、地方公務員においては、初任給に渡っても、給与の改定がこの間、2年間連続してないという状況の中で、公務員の高卒の初任給も最低賃金ギリギリという状況があります。

このことを考えれば、当然地方公務員の賃金そのもの、

一時金そのもの減額するということには反対であります。今求められているのは経済の活性化であります。

経済の活性化のためには、働く人たちの賃金、労働環境の改善なくして経済の活性化がないことを述べて、本条例に反対するものであります。

○議長(村上和子君) 次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

2番北條隆男君。

○2番(北條隆男君) 私は、議案第4号の町職員の給与の関係ですが、上富良野町職員との執行者との交渉の結果、下げることに対しての案に対して、尊重したいと思います。

よって、賛成といたします。

○議長(村上和子君) 次に本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) ないようですのでこれをもって討論を終了いたします。

これから議案第4号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって、議案第4号上富良野町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する討論に入ります。

最初に本件に対する反対討論の発言を許します。

1番元井晴奈君。

○1番(元井晴奈君) 私は反対の立場から討論いたします。

今回、国の人事院勧告に合わせて、我が町もというのは重々承知しております。ただ、国においても、各都道府県においても、対応がわかれているのが現状であります。政府は、法案審議の遅れから、来年6月からとなっておりますが、北海道は国の方針を踏まえ、国に先駆けて12月からボーナス引き下げとっております。本町もその北海道の考えに合わせて勧告を尊重するということもわかります。ただ一方で、コロナの回復途上にある経済にマイナスの影響を与えるということで、12月からの実施を見送っている自治体もあります。聞けば、地方自治体は勧告に従い、必ずしも、期末手当減額しなければならないということではなく、各市町村に任せられている部分もあります。近隣でも減額しない町村もあつたり、国の動きに合わせて、来年6月に実施するところもあります。

私は、12月ボーナス引き下げは、年末の町内経済にブレーキがかかる要因の一つになると考えます。

また、この会計年度任用職員というのは非常勤職員であります。その中でフルタイムパートタイムとあると思いますが、そもそも非常勤で勤勉手当はなく、一般職員のボーナスが4ヶ月に対し、会計年度任用職員は、そもそも半分以上の1ヶ月ちよつとで、とても低いです。そこをさらに引き下げというのは、健康で文化的な最低限度の生活に関わってくる問題であると考えます。会計年度任用職員の中には、町立病院やラベンダーハイツのといった医療職や介護、福祉職の方々も多く含まれています。岸田総理大臣は、そういった保育職や看護師等の賃金の引き上げを進めています。その一方で、期末手当を引き下げることには、非常に矛盾を感じます。

上富良野町は、会計年度任用職員も一般職員の方々も懸命にワクチン接種事業に当たっていただき、90%を超える接種率で大きなトラブルもなく、また、大きな感染拡大もなく、今があります。私はその感謝を表するのがこの期末手当であると考えます。

コロナ禍で疲弊しているのは、商工業者だけではなく、職員も国民全員、全国民がこのコロナ禍で疲弊しています。その渦中で、ボーナスの引き下げというのは、職員のモチベーション低下に繋がり、行政サービスの低下の恐れを懸念します。

灯油やガソリンの高騰に加え、これから出費が増える年末年始の町内経済活動への影響を考え、まだ地域の実情に合わせて、必ずしも人事院勧告に従わなければならないということでもない。

今はコロナ禍というイレギュラーな状況であるということから、反対討論といたします。

○議長(村上和子君) 次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

6番中澤良隆君。

○6番(中澤良隆君) 私は、この度上程された議案第5号を、上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に賛成の立場から意見を申し上げたいと思います。

令和3年8月10日に、人事院は、国家公務員の給与水準と民間の給与水準を比較して、期末勤勉手当、いわゆるボーナスを0.15月分を引き下げる勧告を行いました。この勧告を参酌して、本町では、会計年度任用職員も、職員と同様に0.15月分を引き下げるための条例の一部改正が上程されたところであります。

今、同僚議員の反対討論を聞き、私も賛同できる部分が多々ありました。といいますのは、役場職員、会計年度任用職員にとって、令和3年は今まで経験したことのない

特別な年でなかったかと思っています。コロナが蔓延し、コロナ予防、重症化を防ぐためのワクチン接種や、コロナ禍の影響を大きく受けた商工業、飲食店、観光業など、疲弊した経済の立ち直しのため、役場全体が通常業務のほか、日夜、コロナ対策のため、町のため、また町民のため、一生懸命業務に邁進していた姿を私は見ていました。職員の皆さんに心からの感謝と称賛を送りたいと思いますし、手当を引き下げよりも、報奨金として、勤勉手当の増額を考えても良いぐらいだと思います。

また、町の経済活性を考えると、町の就業構造は、公務員が他市町村に比べると圧倒的に多い状況にあります。今回の人事院勧告により、ボーナスが引き下げられると、公務員の方々の消費マインドが低下し、さらに本町の経済が疲弊することが予想されます。

しかしながら、一方、今回の理事者の判断は職員の家計や町の経済活性化のことを十分承知しながらも、重大な決断に至ったものだと思います。それは人事院勧告の重み、国との関係、他の近隣市町村の実例等を参考にした中で、会計年度任用職員の引き下げについても、総合的な判断を行い、手当の引き下げにやむなく至ったのだと考えています。

役場を組織する特別職、職員、会計年度任用職員は、上富良野町の発展、充実のため、さらには町民の幸せのため、同じ方向を向いて職務に邁進していることと思います。

そのような中で、会計年度任用職員だけ引き下げの対象から外すということは、組織内での格差を生み、公平性を失ってしまい、職場の秩序保持は困難になってしまいます。職場環境の改善を行い、上富良野町役場が、会計年度任用職員を含む職員にとって、活気のある、働きがいのあるさらに発展、充実した職場になることを期待し、会計年度任用職員の引き下げについては、組織維持の観点から、やむを得ない判断と考慮、本条例改正に賛成するものであります。

以上、私の賛成討論といたします。

○議長（村上和子君） 次に本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） ないようですのでこれをもって討論を終了いたします。

これから議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立少数であります。

暫時休憩といたします。

午前 11時48分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（村上和子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第5号上富良野町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の原案は否決されました。

次に議案第6号の討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

よって、議案第6号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

（「動議」の声あり）

（「賛成」の声あり）

○議長（村上和子君） 12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） 動議を提出いたします。

上富良野町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件については、これを緊急を要する事件と認め、日程に追加して審議することを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（村上和子君） ただいま12番小田島久尚君から上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を緊急を要する事件と認め、日程に追加して審議することの動議が提出されました。

この動議は1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の動議を議題として採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村上和子君） 起立多数であります。

したがって、上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の動議が可決されました。

暫時休憩といたします。

午後 1時32分 休憩
午後 1時33分 再開

◎追加日程第1 発議案第1号

○議長（村上和子君） 休憩を解きます。

追加日程第1 発議案第1号上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。

12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） ただいま追加日程で上程いただきました、発議案第1号上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の提案趣旨を御説明申し上げます。

11月24日に、令和3年人事院の勧告内容を受け入れ、国家公務員の令和3年度の期末勤勉手当に関して、0.15ヶ月分の引き下げ改定が閣議決定されました。

本町においても、人事院の勧告内容を参酌し、職員及び特別職の期末手当も同率の引き下げの条例改正が上程され、議会として可決しております。

また、富良野沿線市町村はもとより、上川管内道内多数の市町村においても、職員会計年度採用職員、特別職、議会議員の12月期末勤勉手当について、同率の引き下げを行うことが予想されている状況にあります。

本町の地域経済は現在も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、飲食などの商工業者のみならず、あらゆる業態においても、売り上げが低迷し、業績が悪化しており、また、雇用や賃金の不安要素が起り、住民の暮らしも困惑している状況であります。このような現状を踏まえ、住民の代表である上富良野町議会議員としても、今回の人事院勧告に伴う公務員の期末勤勉手当の引き下げに合わせた条例改正が必要であると考え、この案を提出します。

それでは以下、発議案については、朗読にて説明いたします。

発議案第1号上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を次のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和3年11月29日提出。

上富良野町議会議長、村上和子様。

提出者、上富良野町議会議員、小田島久尚。

賛成者、上富良野町議会議員、小林啓太。

裏面をごらんください。

上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年上富良野町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

4、令和3年12月に支給する期末手当に限り、第4条第2項の規定に関わらず、同項中「100分の210」とあるのは、「100分の195」とする。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上で発議案第1号上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての趣旨説明といたします。

御審議いただき、議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村上和子君） これをもって趣旨説明を終わります。

これより質疑に入ります。

10番今村辰義君。

○10番（今村辰義君） 一つだけ確認させてください。

閣議決定されて、令和3年度の引き下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うことにしているという閣議決定がされております。この理由は、なぜこのような理由でこのようにしたのかどう考えておるか教えてください。

○議長（村上和子君） 12番小田島久尚君。

○12番（小田島久尚君） 先ほども、我が町の職員の条例等で説明があったとおりで、衆議院選挙以降、国会が開かれていないということで、この給与の改定が行われて、国会が開かれていないために、正式に決定がされていない。ということ踏まえて、国家公務員の給与は12月には間に合わず、新年度の6月の期末手当、ボーナスで改定をして引き下げることになっている。ということで、それに加えて、関連する各地方自治体は、その事情によって、12月でもこの人事院勧告を受け入れて下げることが閣議の内容で書かれています。そういうことで、国家公務員は6月、その他の地方自治体関連するところは、12月。自治体の裁量でできるというふうに書かれているという判断です。

○議長（村上和子君） 他にございますか。

なければこれをもって質疑を終了いたします。

これより発議案第1号上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に対する討論に入ります。

最初の本件に対する反対討論の発言を許します。

10番今村辰義君。

○10番(今村辰義君) 私は議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から述べさせていただきます。

未曾有のコロナ禍により、経済が非常に落ち込んでおります。何とか消費を増やして経済を立て直し、経済の活性化を図らなければなりません。

そして、現在の驚異的ともいえる新規感染者の減少の状況。いろいろな規制の解消等による規制の緩和このような状況から、今が経済を再生するチャンスではないかと考えております。

本日議案として職員などの期末手当の減額に関する条例の採決がございました。私は終始一貫して経済の活性化のために反対してまいりました。この議員の案件につきましても、審議するのは賛成です。ただ、終始一貫するという立場から反対をいたします。24日の官房長官の談話によりますと、閣議決定の方針は、国が国家公務員の3年度の引き上げに相当する額については、令和4年度のボーナスから減額することで調整を行っている、このような段階でございます。これから法案を作成して、閣議で法案後決定をして、そして議会に本案を出して審議をして決定すると、またそういう状況ではない段階でございます。

そして人事院も、この6月に延ばす、このような調整を行うことは差し支えないとの見解を得ているということも官房長官の談話に載っておりました。

私は国と同じように減額は今でなくても良いと考えています。国はなぜ6月に先延ばししたのでしょうか。

我が町の早期の需要の回復の一助のためにも、消費者側の懐を寒くしてはならないのです。世界が驚愕し、不思議がるぐらいに新規感染者が急減しているこの時期が経済の回復のチャンスではないでしょうか。

基本的に、労働基本権制約の代償措置としての人事院勧告制度を私も尊重して、それに従うことは当然だと思っております。その上で、今回の閣議決定の方針や人事院の言っていることも考慮して、ここは一步待って来年の6月で減額するという事で調整すれば良いというふうを考えているわけでございます。

町の経済が良くなることを願って、来年6月に先送りすべきだとの意見を述べまして、反対討論とさせていただきます。

○議長(村上和子君) 次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

11番小林啓太君。

○11番(小林啓太君) 私は今回提出された発議案第1号に対して、賛成の立場から討論いたします。

そもそも人事院のホームページによれば、人事院の給与勧告は、労働基本権制約の代償措置として、職員に対し、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するものであり、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に勧告を行っていることあり、今回の発議の元となった勧告も、昨今の社会情勢に基づき適正に議論がなされ、行われたものと理解しています。

そして同時に、この度発議された議員の報酬の減額は、昨年来から続くコロナ禍で疲弊した民間企業や、その業績により減収を余儀なくされた従業員の方々の心に寄り添うものでもあり、わずかではありますが、議員として、ともに身を切る覚悟を示すものであると考えます。

また、むしろその報酬で疲弊した地域経済に貢献すべきという考えにも一定の理があると思いますが、一般的な町民感覚からしても、職員や特別職の手当の引き下げには賛成しつつも、議員の手当については現状維持すべきという立場は理解を得られるものではないと考えます。

議員活動のバイブルである議員必携の議員の心構えという項目には、迷ったときは、己が損する方を選べという昔の格言が引用されています。

議員各位におかれましても、町民の心に寄り添うことを第一に考え、御議決いただければと思います。

以上です。

○議長(村上和子君) 次に本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村上和子君) ないようですのでこれをもって討論を終了いたします。

これより発議案第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長(村上和子君) 起立多数であります。

よって発議案第1号上富良野町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(村上和子君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和3年第5回上富良野町議会臨時会を閉会といたします。

午後1時49分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

令和3年11月29日

上富良野町議会議長 村上和子

署名議員 北條隆男

署名議員 高松克年